

令和8年5月27日

公私幼保合同研修における「受講証」発行事務の変更について
(掲載内容一部更新)

当センターで実施している公私幼保合同研修において研修を受講された方に発行しておりました「受講証」について、発行に係る手続きを変更させていただきます。

この「受講証」は、大阪市施設型給付費等に係る処遇改善等加算＜区分3＞（幼稚園、認定こども園）にかかる研修実績として受講者（及び各園）において活用されるものです。受講証が必要な方は、研修申込時に下記の手順によりご依頼ください。

なお、この「受講証」は「保育士等キャリアアップ研修」の修了要件には該当しませんのでご注意ください。

【手順】

「公私幼保合同研修 申込書」に記載事項2点を入力してください。

- ① 『申込欄』の『受講証が必要な場合は「希望する」を選択してください。』の欄の「希望する」を選択
- ② 「参加者名」を入力
(申込の時点では、受講証が必要な場合のみ入力してください。)

【受講証 例】

